

1-17-11

世子尚忠より礼部あて、進貢の事、請封の事などの咨

(一四四一、七、六)

琉球国中山王世子尚忠、見^{げん}に朝貢等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件す。咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、朝貢の事。今、長史梁求保、使者楊布・明泰等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び義字等号海船二隻に坐駕し、共同^{とも}に馬二十四・硫黄四万斤を装載し管送して京に赴き朝貢せしむ。咨して、進収して施行するを請う。

一件、世襲の事。不幸にして父王尚巴志、正統六年(一四四一)四月二十六日に薨逝す。切に思うに、本国は遠く海邦に処^おり、久しく国政を停むるは、深く便ならずと為す。縁^よつて就ち印信・国事を権管す。今、事因を將て理として合に通行すべし。乞う、上年の先祖の事例に照らして王爵を襲封し並びに皮弁冠・朝服等の件を欽賜し便益ならしめんことを。具して、並びに長史梁求保等を遣わし齎捧して京に赴き奏聞せしむるを除くの外、合行^まに咨して知会して施行するを請うべし。

一件、番貨の事。所有の蘇木は、各船に附搭し前来す。煩^{わづ}為わくは、遠人を便益ならしむるの事例もて、奏して施行を賜わんことを。

右、礼部に咨す

正統六年(一四四一)七月初六日

咨

注*(一四四一七)にこの時の奏文があり、注は同項を参照。

1-17-12

世子尚忠より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の咨

(一四四一、七、六)

琉球国中山王世子尚忠、慶賀の事の為にす。

今、使者達^①福期等を遣わし、使者伍^②是佳・吉^③且坦等と共に、共同^{とも}に表文一通を齎捧し、及び永字等号海船三隻に坐駕し、通共に馬四十四・硫黄五万斤を装載し、管送して京に赴き、正統六年の万寿聖節を慶賀せしむ。咨して進収を請う。随有する附搭の蘇木は、煩^{わづ}為わくは常に加えて給価し、遠人を憐恤せんことを。理として合に通行すべし。移咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

正統六年(一四四一)七月初六日

咨

三隻一起

永字号船	使者達不期	馬十四・硫黄二万斤大を進む
地字号船	使者伍是佳	馬十四・硫黄二万斤大を進む
恭字号船	使者吉且坦	馬二十四・硫黄一万斤大を進む